**平成２６年（フ）第５号**
佐賀県唐津市和多田先石４番１号
破産者　有限会社マルチカ産業
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所唐津支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２７年（フ）第５６８号**
埼玉県所沢市和ケ原２丁目200番地の12
破産者　双木　廣美
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第９号**
神奈川県平塚市根坂間232番地の３　セピアコートＣ201号、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市根坂間289番地の３　曽我マンション305号
破産者　吉永　淳也
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第９０号**
新潟県新発田市西園町３丁目８番19号、前住所千葉県習志野市東習志野８丁目15番８号
破産者　齋藤　保志
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２８年（フ）第２号**
新潟県新発田市荒町甲1865番地１
破産者　髙橋　康宏
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２７年（フ）第４６５号**
大韓民国仁川広域市南洞区淡坊路21番道24 101洞1509号、開始決定時の住所静岡県焼津市田尻北1418番地
破産者　山梨　織江
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１７号**
京都府与謝郡与謝野町字弓木1875番地、破産手続開始決定時の住所京都府与謝郡与謝野町字弓木87番地４
破産者　山田組こと　山田　　勉
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

**平成２７年（フ）第３７号**
山口県萩市大字川島111番地５　斉藤アパート２階５号、前住所京都府京都市左京区高野上竹屋町10番地63
破産者　瀬﨑　　薫
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

**平成２７年（フ）第８７号**
和歌山県有田郡広川町大字上中野198番地の10
破産者　上野　富三
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２７年（フ）第６６号**
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保１番地130、旧住所神奈川県愛甲郡愛川町中津2287番地の１　ハイムＫ103
破産者　唐牛陸奥郎
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２７年（フ）第７７９号**
仙台市青葉区吉成台１丁目９番６号　コーポウイスタリアＢ202、開始決定時の住所仙台市青葉区南吉成３丁目５番地の１
破産者　多賀伊左男
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第６０号**
富山市下野新2507番72、住民票上の住所富山市清水町５丁目２番12号
破産者　笹倉千賀子
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１０８号**
福岡県遠賀郡芦屋町正門町10番15号、前住所佐賀県唐津市湊町310番地
破産者　宮本　静香
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２７年（フ）第１３号**
長崎県長崎市昭和１－６－33　プレジデント長崎ホテル606号室（住民票上の住所）長崎県長崎市千歳町１番６号　シーボルト、開始決定時の住所長崎県長崎市文教町３番57号　昭和寮
破産者　池端　政己
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２８年（フ）第６２号**
名古屋市西区花原町140番地　マンションオーエム301号、開始決定時の住所名古屋市西区花原町201番地
破産者　青山人形店こと愛佳こと　谷山　正惠
1　破産債権の届出期間　平成28年７月18日まで
2　一般調査期日　平成28年９月８日午前11時30分
平成28年６月16日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１２９号**
名古屋市西区花原町140番地　マンションオーエム301号、開始決定時の住所名古屋市西区花原町201番地
破産者　谷山　幸三
1　破産債権の届出期間　平成28年７月18日まで
2　一般調査期日　平成28年９月８日午前11時30分
平成28年６月16日
名古屋地方裁判所民事第２部